

## 日本の祝日

2021.4.26 校長 西谷 秀幸

今週の木曜日から、皆さんが待ちに待ったゴールデンウィークが始まります。このゴールデンウィークには、土曜日や日曜日の他に「祝日」と呼ばれる休みが4日間あります。今年は今度の土曜日、5月1日から5連休になりますね。

「祝日」とは、「お祝いをする日」のことですが、これだけ休みが続くと、何月何日が「何の日でお休みなのか」分からなくなって、「お祝いする気持ち」が少なくなってしまう。そこで、今年も、ゴールデンウィークの「祝日」の話をしていきます。

最初は簡単な問題です。5月5日は何の日でしょうか。

これは知っていますね。正解は「こどもの日」です。名前の通り、「子供の幸せを願う日」なのですが、実は「産んでくれたお母さんに感謝する日」でもあるのです。皆さんも「お母さん、ありがとう！」と、ぜひ感謝の気持ちを伝えてみるとういいますね。

では、5月4日は何の日でしょうか。正解は「みどりの日」です。

次は、5月3日です。何の日でしょうか。

これは少し難しいですね。正解は「憲法記念日」です。日本のきまり、法律の中で一番大事な「憲法」ができた日だから、それを記念して「憲法記念日」となりました。

最後が一番難しいです。今度の木曜日、4月29日は何の日でしょうか。

正解は「昭和の日」です。前の前の天皇陛下である昭和天皇の誕生日だった日なので、校長先生が子供の頃は「天皇誕生日」と呼ばれていました。そして、亡くなられた後に、「みどりの日」となって、14年前の2007年から「昭和の日」に変わりました。「祝日」には、名前が変わることがあるのです。不思議ですね。

さて、ゴールデンウィークにある祝日は4日間ですが、日本には、1年365日のうちに祝日が16日間もあって、これは世界で2番目に多いのだそうです。これらは「祝日」は「お祝いする日」としてお休みなのか、何月何日が「何の日で休み」なのか、「祝日」の名前を言えるようになりますようにしよう。

5～6年生の皆さんは、それぞれの祝日はどんな意味があり、どういう歴史があって休みなのか、ぜひ家庭学習で調べて、家族や兄弟姉妹にも教えてあげてください。

もちろん、担任の先生や校長先生にも教えてくださいね。

では、最後に1つ問題です。

先程、祝日は、名前が変わることがあると話しました。実は、10月の第2月曜日だった「体育の日」は、オリンピックの関係で去年、名前が変わりました。しかも、去年と今年だけ、オリンピックの開会式の日（今年は7月23日）に日にちまで変わりました。

では、「体育の日」は「何の日」に変わったのでしょうか。

①運動の日

②オリンピックの日

③スポーツの日

この正解は、担任の先生に聞いてみてくださいね。

これで朝会のお話を終わります。

(裏面に「先生方へ」があります)



## 〈先生方へ〉

いよいよ今週の木曜日から待ちに待ったゴールデンウィークです。緊急事態宣言により不要不急の外出を自粛しなければなりません、土曜日からは嬉しい5連休です。

さて、このように休みが続くと、今日が何の日で休みなのか気にもせず、有り難みを感じなくなってしまいます。そこで、今年も「日本の祝日」を話題にしました。

それぞれの祝日には歴史があり、意味があります。だから、自分が担任のときには、祝日の前に「何の日で休みなのか」「その休みにはどういう歴史や意味があるのか」を、発達段階に応じて子供たちに話してきました。

私は小学生のうちに、せめて、何月何日は何の日か言えるようになってほしいし、高学年の子供たちには「歴史や意味」を学んでほしいと思います。ですから、「何の日で休みなのか」「その休みにはどういう歴史や意味があるのか」について、発達段階や各学年の実態に応じて子供たちに話していただければと思います。各クラスで補足をお願いします。

なお、東京オリンピック開催に合わせて、東京オリンピック1964年大会を記念して設定された「体育の日」が、昨年「スポーツの日」に名称変更されました。今年も、開会式（7月23日）に合わせて、「海の日」が7月22日、「スポーツの日」が7月23日に移動され、閉会式に合わせて、「山の日」も移動されています。

ちなみに、日本の年間祝日数は16日間で、世界第2位です。また、今年に限っては、6月・10月・12月が祝日のない月となっています。

祝日数 **第1位（18日）**…コロンビア、インド  
**第2位（16日）**…タイ、レバノン、韓国、日本  
**第3位（15日）**…アルゼンチン、チリ、フィンランド

### 【資料】 令和3年の日本の祝日一覧

#### 〈1月〉

①**元日** 1月1日                      ②**成人の日** 1月第2月曜日（令和3年は…1月11日）

#### 〈2月〉

③**建国記念の日** 2月11日                      ④**天皇誕生日** 2月23日

#### 〈3月〉

⑤**春分の日** 3月20日（太陽が黄経0度の春分点を通過する日）

#### 〈4月〉

⑥**昭和の日** 4月29日

2007（平成19）年から加えられた最も新しい国民の祝日。「激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす」を趣意としている。昭和天皇の誕生日だったので、1948（昭和23）年に「天皇誕生日」として制定され、昭和天皇の他界後、1989（平成元）年～2006（平成18）年までは「みどりの日」と定められていた。

#### 〈5月〉

⑦**憲法記念日** 5月3日

1947（昭和22）年5月3日、日本国憲法が公布され、それを記念して、1948（昭和23）年の「国民の祝日に関する法律」でこの日が祝日と定められた。「日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する」ことを趣旨としている。公布日の11月3日は、日本国憲法が平和と文化を重視していることから「文化の日」になっている。

⑧**みどりの日** 5月4日

「国民の祝日に関する法律」では、「自然にしたしむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ」ことを趣旨としている。昭和天皇の他界後、1989（平成元）年から2006（平成18）年までは4月29日が「みどりの日」だったが、改正祝日法により、2007（平成19）年から4月29日が「昭和の日」、5月4日が「みどりの日」となった。

⑨**こどもの日** 5月5日

「国民の祝日に関する法律」によって制定された祝日。「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。」ことを趣旨としている。端午の節句で、鯉のぼり、五月人形や兜、鍾馭の像を飾る習慣がある

#### 〈7月〉

⑩**海の日** 7月22日（※本来は7月第3月曜日・令和2・3年に限り移動）

⑪**スポーツの日** 7月23日（本来は10月第2月曜日・令和2・3年に限り移動）

「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律」が平成30年6月20日に公布され、国民の祝日である「体育の日」の名称が「スポーツの日」に改められた。その意義は「スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う」とされた

#### 〈8月〉

⑫**山の日** 8月8日（※本来は8月11日・令和2・3年に限り移動）

#### 〈9月〉

⑬**敬老の日** 9月20日（9月第3月曜日）

⑭**秋分の日** 9月23日（太陽が黄経180度の秋分点を通過する日）

#### 〈11月〉

⑮**文化の日** 11月3日                      ⑯**勤労感謝の日** 11月23日